

南山荘のあゆみ

昭和 43年 9月20日	北魚沼郡養護老人ホーム組合設立
昭和 44年 6月 1日	北魚沼郡養護老人ホーム南山荘事業開始
昭和 56年12月20日	施設を再建し、現住所地へ移設
平成 5年12月 2日	短期保護事業（現 生活管理指導短期宿泊事業）開始
平成 16年10月31日	北魚沼郡養護老人ホーム組合解散
平成 16年11月 1日	町村合併により魚沼市が事業を継承し、「魚沼市養護老人ホーム南山荘」に名称変更
平成 26年 4月 1日	指定管理者制度に移行（管理者：社会福祉法人 魚野福祉会）

施設の概要

- 所在地 新潟県魚沼市下折立561番地
- 開設 昭和44年 6月 1日
- 定員 養護老人ホーム 50名
生活管理指導短期宿泊事業 4名
- 概要
 - ・敷地面積 3,744.5㎡
 - ・延床面積 1,968.78㎡（車庫等含む）
 - ・建物構造 鉄筋コンクリート2階建て（一部3階）
 - ・部屋 2人部屋 27室（1階 8室、2階 19室）
 - ・設備 エレベーター ナースコール スプリンクラー 床暖房（全館）
冷房（食堂、体育室 他）浴室 談話室（1階・2階） 仏間 食堂 体育室
医務室 静養室 面会室 洗濯場 乾燥室 運動広場
- 嘱託医 医療法人社団 上村医院
医療法人 魚野会 ほんだ病院（精神科）
- 協力病院 魚沼市立 小出病院



アクセス



交通

- ・JR上越線小出駅下車
…… タクシーで20分
- ・JR上越線浦佐駅下車
…… タクシーで30分

施設の見学

見学・ご相談は随時受け付けております。事前に市福祉課または南山荘へお問い合わせください。

問い合わせ先

- 魚沼市養護老人ホーム南山荘 TEL 025-795-2503
- 魚沼市役所福祉課介護福祉室 TEL 025-792-9755

施設案内

魚沼市養護老人ホーム

南山荘



社会福祉法人 魚野福祉会
魚沼市養護老人ホーム 南山荘

併設事業 生活管理指導短期宿泊事業

〒946-0085 新潟県魚沼市下折立561番地

TEL 025-795-2503

FAX 025-795-2504

E-mail nanzanso@uonofukushikai.or.jp



施設利用のご案内

入所対象者

65歳以上の高齢者で環境上及び経済的な理由で、自宅での生活が困難な方が入所の対象となります。
市福祉課の措置決定に基づいて入所となります。

施設の紹介

- 居室 2人部屋 和室・洋室 約13㎡
居室設備 洗面台 床暖房 収納 テレビ
- 食事 季節の食材を取り入れ栄養のバランスのとれた食事を提供します。
- 健康管理 看護職員を中心に、職員が日頃の健康チェックを行います。
- 生活相談 日常生活等の相談に応じます。
- 往診 定期的に内科医と精神科医の往診があります。
- 面会時間 8:30 から 20:00 です。(食事時間等をご遠慮ください。)
- 外出 外出・外泊は自由です。事前に行き先と連絡先をお申し出ください。
- 移動販売等 食品販売(週1回)衣類販売(年2回)訪問理美容(月1回)



和室



洋室



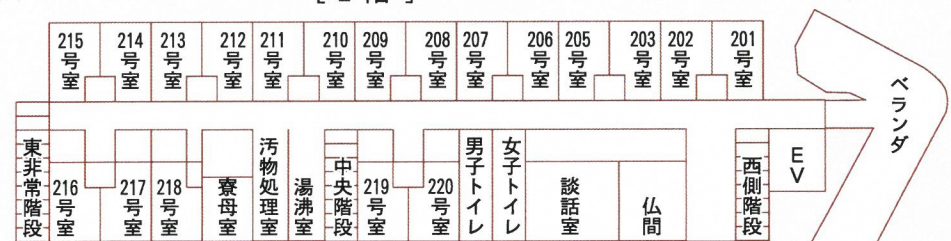
談話室



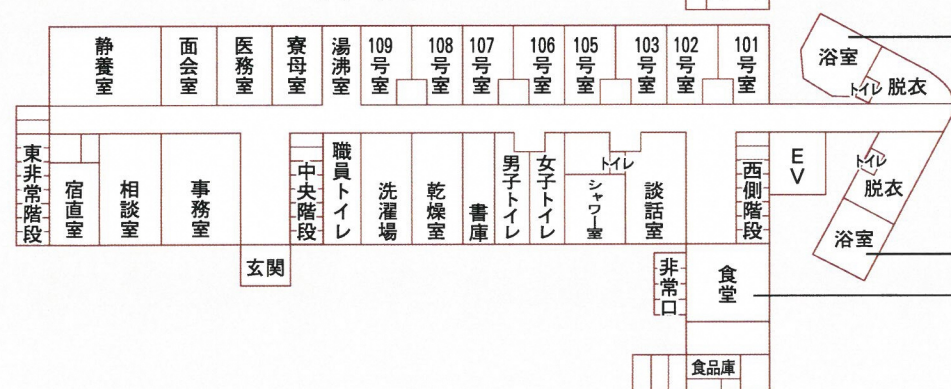
体育室

<平面図>

[2階]



[1階]



浴室(温泉)



食堂

施設での生活

日課

時間	内容
6:00~	起床・掃除
7:30~	朝食
8:45~ 9:15	ラジオ体操
9:30~12:00	自由時間(クラブ・行事等)
12:00~	昼食
13:00~15:30	入浴(月~土)
18:00~	夕食
18:30~21:00	自由時間
21:00~	消灯・就寝

クラブ

- ・民謡
- ・カラオケ
- ・習字

※クラブ行事は変更と
なることがあります。

余暇活動

- ・料理レク
- ・映写会
- ・ボール遊び
- ・ゲートボール
- ・園芸
- ・手芸
- ・将棋

年間行事

- 5月 バス旅行
- 6月 運動会
- 7月 納涼大会
- 10月 施設交流会
- 11月 合唱祭
- 12月 クリスマス会・忘年会
- 2月 節分、作品展
- 3月 地域交流ゲートボール大会

※その他季節ごとの行事や手作り料理レク、外出サポートを
行っています。



申し込みの手順

入所

- ① 入所相談・申込 …… 市福祉課、地域包括支援センターなどにご相談ください。
- ② 調査 …… 本人の生活実態と入所に対する意志、扶養義務者の養護状況等必要事項について調査が行われます。
- ③ 入所判定 …… 医師や老人福祉の専門家からなる入所判定委員会において、②の調査及び健康状態に基づき、措置の可否を判定します。
- ④ 決定 …… 入所判定委員会報告により、市福祉課が入所措置の可否を決定します。
- ⑤ 入所 …… 申込者に市福祉課より決定通知が届くと共に、南山荘は市福祉課の依頼を受け、入所の受け入れをします。

- ◆ 入所費用 本人の前年の収入(年金等)から、必要経費(租税・医療費・社会保険料)を控除した金額により入所者負担金が決まります。別に扶養義務者の方にも負担が生じる場合があります。南山荘は、措置施設です。負担金は、措置権者である市福祉課に納めていただきます。詳しくは、市福祉課へお尋ねください。

生活管理指導短期宿泊事業

対象者：社会適応が困難な高齢者が、一時的に宿泊できるサービスです。利用は7日までです。

- ① 利用相談・申込 …… 市福祉課へご相談ください。
 - ② 事前調査 …… 市福祉課職員あるいは南山荘職員が、南山荘での生活や施設の説明に伺います。
 - ③ 利用 …… ご利用時の施設での送迎はおこなっておりません。
- ◆ 利用費用 2,000円/日 納入通知書で納めていただきます。